

山梨県のインフルエンザの発生状況について

(中北保健所管内 注意報レベル入り)

令和 8 年 10 月 8 日作成
山梨県感染症対策センター

令和 8 年第 40 週 (9 月 28 日～10 月 4 日) の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数

中北保健所管内:12.25^{※1}

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、中北保健所管内はインフルエンザの注意報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【中北保健所管内】 12 定点医療機関の合計報告数 147 人 $147 \text{ 人} \div 12 \text{ 医療機関} = 12.25$

※2 県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が	10.00 以上	注意報レベル
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が	30.00 以上	警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
40 週 (9/28～10/4)	9.24	12.25	7.33	4.33	9.71	7.00
39 週 (9/21～9/27)	3.51	4.25	3.17	1.33	3.71	3.29
38 週 (9/14～9/20)	4.00	4.58	4.83	0.33	5.29	2.57
37 週 (9/07～9/13)	2.66	4.08	2.33	0.33	1.43	2.71
36 週 (8/31～9/6)	1.74	1.67	1.33	0.33	0.71	3.86

【令和 7 年 (2025/26) シーズン 保健所別注意報・警報レベル入り初回発令週】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡東保健所管内	第 44 週 (10/27～11/2)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡南保健所管内	第 49 週 (12/1～12/7)	
富士・東部保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
参考) 甲府市保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 49 週 (12/1～12/7)

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、早めの**予防接種**を検討しましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間（幼児は3日）は自宅で休息を取るようになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>